

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市新宿町三丁目一番三一地 先から 同市新宿町三丁目一番三一地先 まで</p>	<p>川越市新宿町三丁目一番三一地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・六〇〃 二〇・〇五</p>	<p>一六・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>交差点改良工事 による</p>		<p>備考</p>